

牟岐町モデル木造施設モラスコむぎ管理運営業務指定管理者募集要領

1 趣旨

牟岐町モデル木造施設モラスコむぎ（以下「モラスコむぎ」という。）は、木造建築物の優れた機能と良さの普及啓蒙と観光交流の拠点として設置されている。

このたび牟岐町は、モラスコむぎへの来場者数の増加を目指し、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項、牟岐町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例及び牟岐町モデル木造施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により創意工夫のある提案を募集する。

2 施設の名称及び位置

施設の名称	牟岐町モデル木造施設 モラスコむぎ
施設の所在地	牟岐町大字灘字下浜辺198番1

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料「牟岐町モデル木造施設モラスコむぎ管理運営業務仕様書」による。

- (1) 施設の維持管理運営
- (2) その他モラスコむぎの管理に関し、町長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) この施設の設置目的等

木造建築物の優れた機能と良さの普及啓蒙と町内外の交流機会の創出を目的とした牟岐町の観光交流施設である。

- (2) 休館日及び開館時間

条例第4条及び第5条のとおり。

- (3) 施設の利用許可及び利用制限

条例第6条のとおり。

- (4) 利用料金

ア 利用料金の取扱い

地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を採用する。

イ 利用料金の額

条例第9条第3項により、町長の承認を得て、利用料金を設定するものとする。

ウ 利用料金の割引及び免除

条例第9条第5項のとおり。

(5) 業務に必要な経費及び支払い

町が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとする。

指定管理料は、上限額を520万円（税込み）とし、指定管理者が応募の際に提案した収支計画に記載された額（消費税及び地方消費税を含む。）を勘案し、町と指定管理者が協議の上、決定する。

また、指定期間中に消費税率の変動がある場合は、反映させた上で指定管理料を決定する。

支払い時期及び方法は、協定書で定める。

(6) 牟岐町情報公開条例の適用

後日、町と締結する協定書において定める管理業務に関する文書等については、牟岐町情報公開条例の適用とする。

5 指定期間

令和8年4月1日より令和11年3月31日まで（3か年）

6 申請資格

(1) 徳島県内に事業所（本店）を置いている法人等であること。

(2) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、牟岐町又は他の公共団体から指定の取り消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 牟岐町建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

カ 商法に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者

キ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生

手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ケ 町税、県税及び国税を滞納している者
- コ 同一の代表者による、2つ以上の申請を行う者
- サ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- シ 役員（法人の監査役及び監事を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等

7 申請方法

申請書類の提出期間については次のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和7年8月1日（金）から令和7年10月31日（金）まで
(ただし、土日及び祝日は除く。)
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付方法
申請書類一式を郵送又は持参により提出すること。ただし、申請書類を郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行うこと。
- (4) 提出書類
申請書類は、原本1部、副本10部を提出すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の企画内容を審査するため、次の日程によりプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

なお、審査は、牟岐町モデル木造施設「モラスコむぎ」管理運営業務指定管理者選定委員会により、別に定める選定審査基準に基づき行う。

- (1) 日 時 令和7年11月中
(詳細の日時については、応募事業者に連絡する。)
- (2) 場 所 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町役場 3階 会議室
- (3) 実施時間 30分以内とする。
- (4) 出 席 者 3名以内とする。
- (5) 準 備 物 パソコンは各自で準備すること。

9 申請書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書（様式第1号の1～第1号の3）
- (3) 当該施設の管理運営に関する業務の収支計画書（様式第2号）
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) 法人等の前事業年度の事業報告書、類似業務実績書、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（又はこれらに類する団体の経営状況を証する書類）
- (6) 定款、寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては会則及び代表者の身分証明等）
- (7) 地方税の納税証明書（任意団体にあっては代表者の町民税の納税証明書）
- (8) 印鑑証明（任意団体にあっては不要）
- (9) その他町長が必要と認める書類

10 審査基準

- (1) 施設来場者数の増加が見込まれる事業計画（企画提案）であり、収支計画書との整合がとれているものであること。
- (2) 公の施設として住民の平等な利用の確保及び施設の効用を最大限発揮できるものであること。
- (3) 施設の管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

11 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関して次のことに留意すること。
 - ア 牟岐町が受理した提出書類については、返却はしない。
 - イ 牟岐町が受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更は認めない。
 - ウ 牟岐町が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに応じること。
- (2) 応募事業者が応募を辞退するときは、辞退届を提出すること。

(3) その他

- ア 事業者決定後、応募事業者名を公表する。
- イ 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。

1 2 指定管理者の決定

指定管理者の候補者に選定された法人等については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を牟岐町議会に提案し、議決後に指定管理者として指定する。

1 3 申請書類等の請求及び提出先

牟岐町役場 産業課

住所 牟岐町大字中村字本村7番地の4

電話 0884-72-3419